

兵庫県立男女共同参画センターのグループ登録について

1 グループ登録の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を実現するため、新しいライフスタイルの創造に向けて県下で活動しているグループに対し、自主活動やグループ間の交流活動を支援します。

2 登録の対象（以下の要件を全て満たしているグループが対象となります）

- (1) 男女共同参画社会の実現を目指したグループ活動を行っていること。
- (2) 将来も継続的にグループとして活動を行っていること。
→期間を区切った臨時的、一時的な集まりでなく、最低1年以上はグループとして継続した活動を予定していること。
- (3) 県民男女が主体となって活動するグループであること。
- (4) 主な活動場所及び連絡先の住所が県内であること。
- (5) 暴力団や政治結社、特定の政党の活動のみを行う団体でないこと。

3 グループ登録していただく利点

- (1) 男女共同参画に関する打ち合わせをされるときは、交流スペースを利用できます。
また、小さなお子様を同伴されるときは、保育室を予約のうえグループで利用できます。なお、当センターの事業で交流スペースや保育室を使用する場合は、予約・利用はできません。
※交流スペースは、利用日の2カ月前の月の初日から予約できます。
また、保育室は、利用日の1カ月前の月の初日から予約できます。
- (2) 登録票をグループ名簿“WA”に掲載して、県民からの問い合わせや相談に対し、グループの活動を紹介します。

4 登録方法

別紙の登録票に記入・押印のうえ、県立男女共同参画センターに提出してください。
(郵送可・ファックス不可)
また、グループの規約や活動内容の分かるチラシなどがあれば添付してください。
その他、ご不明な点がございましたら、県立男女共同参画センターまでお問い合わせください。

兵庫県立男女共同参画センター 〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー7階 TEL078-360-8550

グループ分類表

グループの活動内容について、次の1～12の中で当てはまるもの（いくつでも）を登録票の分類欄に記入してください。（1は必須です）

- 1 女性問題学習及びネットワークグループづくり
- 2 男性問題
- 3 女性史
- 4 社会問題（政治・行政参画、男女平等教育、性差別、結婚改姓、メディア等）
- 5 性
- 6 新しい働き方（男性含む）
- 7 子育て・共同保育
- 8 老後
- 9 からだ・心
- 10 平和
- 11 兵庫県に支部を持つ全国女性団体・組織
- 12 その他